



目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [平成25年度公害防止主任者資格認定講習実施\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [酒巻土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [蕨都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札公告\(大宮公園事務所\)](#)
- [小中学校県費事務システムに係るヘルプデスク業務委託に関する入札公告\(教職員課\)](#)
- [インターネットシステムメールサーバ等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道和光志木線\(朝霞市朝志ヶ丘四丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のX線CT装置の調達に関する契約の相手方等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の高圧蒸気滅菌器の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の病理解剖台関連システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の医療情報システム機器の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターのX線撮影システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のSPECT-CT装置一式の調達及び保守点検業務委託に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター寝具賃貸借に関する入札公告\(がんセンター\)](#)
- [平成25年度第2回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あざみ野
- 三 代表者の氏名
畑 千城
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市ふじみ野東一丁目十五番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人に対し、地域で共に暮らし豊かな生活を実現できるように支援し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あすなる
- 三 代表者の氏名
飛高 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市小淵百十八番地一 NICE・URBAN春日部202号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児から高齢者及び障害のある方々と家族を対象として、放課後等デイサービス、通所介護、居宅介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業、外出介助事業、育児サポート等に関する事業を行い、幼児から高齢者、障害者の方々とその家族が地域の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えがおのたね
- 三 代表者の氏名
櫻場 敬子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市中新井二丁目三百五十二番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会のあらゆる児童・青年の健やかな成長を願い、サポートを必要としている子育て世代に対し、児童・青年の健全育成及び、福祉の増進を図るとともに、安全で安心できる豊かなコミュニティの確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人春日
- 三 代表者の氏名
坂西 基枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市山河七百九十三番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び障害者等に対し、介護事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然に生きる会
- 三 代表者の氏名
小林 正彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市児玉町下浅見六百三十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、主として環境の保全に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みやび
- 三 代表者の氏名
小澤 眞里子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市小柱六百七十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対し、各自が地域での安全で安心した落ち着いた生活ができるよう支援事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人水平社
- 三 代表者の氏名
中 丸 清
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市南河原七百三十九番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本国内のみならず世界中の人類に対し、全ての人々が平穏且つ幸福に生活するための自然環境・社会環境並びに経済環境を整備する事業を行い、全ての人類の人としての尊厳確保に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、平成二十五年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区 分	実 施 期 間	実 施 場 所	予 定 人 員
大気関係	平成二十五年九月二十七日（金）、九月三十日（月）及び十月一日（火）	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第三庁舎四階講堂	一〇〇人
水質関係	平成二十五年十月二十九日（火）から同月三十一日（木）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
騒音・振動関係	平成二十五年十月九日（水）から同月十一日（金）まで	（平成二十五年九月二十七日（金）） 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第三庁舎四階講堂	一四〇人
ダイオキシン類関係	平成二十五年九月二十七日（金）、十月三日（木）及び十月四日（金）		五〇人

	<p>(十月三日(木)及び十月四日(金)) 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県民健康センター 中会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成

十三年埼玉県規則第百号（第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

□ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成二十五年九月三日（火）及び同月四日（水）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

告 示

埼玉県告示第千百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字壺丁目三百六十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

（変更後）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字壺丁目三百六十七番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 その他未定

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号 外 計四十

六者

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十五年七月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク坂戸石井店

埼玉県坂戸市都市計画事業石井土地区画整理事業地九十街区一画地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。
- ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例を遵守しできる限りの緑化に努めてください。

二 縦覧期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 各駐車場出入口について、交通渋滞等が発生しないように十分配慮してください。

・ 児童生徒の通学、下校時の事故防止に細心の注意をはらってください。

二 縦覧期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、酒巻土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	野口金五郎	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十二番地
同	高橋重男	同 同 北河原千二百六十二番地三

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

監 事 松 本 雄 二 埼玉県羽生市大字喜右工門新田千九十二番地一

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

大宮公園

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、「清掃」及び「人間警備」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成25年7月31日以前の過去5年間において、国又は地方公共団体から受託対象の施設等面積が10,000㎡以上の日常清掃業務及び警備業務（人間警備業務）を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
管理担当 福島、藤倉 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月18日（水）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 平成25年9月19日（木）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月3日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions

By registered mail or in person: 5:00 p.m., September 18, 2013

By the electronic tender system: 9:00 a.m., September 19, 2013

(3) Contact Information

Omiya Park Office, City Development Department of
the Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

小中学校県費事務システムヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年11月1日(金)から平成27年10月31日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部教職員課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) プライバシーマーク及びI S M Sの取得をしていること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と類似の業務を請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部教職員課給与支給・システム管理担当 安立、皆川 電話048-830-6671(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月20日(金)午後1時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月20日(金)午後1時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部教職員課 平成25年9月20日(金)午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月6日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日(火)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

“ Helpdesk” of prefecture expense clerical work system software

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 1:50 p.m. September 20, 2013

By mail; 5:00 p.m. September 19, 2013

In person; 1:30 p.m. September 20, 2013

(3) Contact Information:

Educational personnel Division, Education and General Affairs
Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago
3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone
048-830-6671

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

インターネットシステムメールサーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年2月1日(土)から平成31年1月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年9月19日（木）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月10日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年8月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Internet system mail server etc.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:40 - a.m.,September 19,2013 By mail;5:00p.m., September 18,2013 In person;10:40a.m., September 19,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第千百四十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年11月1日(金)から平成31年2月28日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年9月19日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年9月10日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年8月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of terminal device for police network access etc.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,September 19,2013 By mail;5:00p.m., September 18,2013 In person;10:30a.m., September 19,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 濱川 敦

<p>和光志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市朝志ヶ丘四丁目一七六番一地 先から 同市朝志ヶ丘四丁目一七五番五地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年八月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月十 四日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示第 十三号及び平成二十 五年三月二十二日埼 玉県朝霞県土整備事 務所長告示第二号で 告示した道路予定区 域の一部供用開始で ある。延長二六・七 五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 秩父多摩甲斐国立公園三峰線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
地先まで 大久保東平駒形三八八一番四	三 地先まで 大久保花ノ木道上三八八三番	秩父市大滝字大久保瀧元五五 三八番六地先から同市大滝字 三 間
四・四八 一七・五六	四・二四 一七・五六	敷地の幅員 (メートル)
二五五・〇〇	三五〇・七〇	延 長 (メートル)
一般国道百四十号 の区域変更に伴う 区域変更		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

菅谷寄居線	路線名
<p>深谷市荒川字原宿八五三番一地先から 同市荒川字原宿八四九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	供用開始の区間
平成二十五年八月九日	供用開始の期日
<p>平成二十四年十一月九日埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第三 十号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一五三・三〇メートル</p>	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市高柳字田中一六八九番一地先 から同市高柳字前通一九一三番一地 先まで	区 間
一〇・九六〇 三〇・九二	九・二二〇 一一・五二	敷地の幅員 (メートル)
	二七三・〇〇	延長 (メートル)
	交差点改良工事である。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道百二十五号</p>
<p>供 用 開 始 の 区 間</p>	<p>久喜市高柳字田中一六八九番一地从先から 同市高柳字前通一九一三番一地从先まで</p>
<p>供 用 開 始 の 期 日</p>	<p>平成二十五年八月九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年八月九日付杉戸県 土整備事務所長告示第十号で告示 した道路区域の変更の供用開始で ある。 延長 二七三・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年八月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

一〇四号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十五年八月 九日	指定の年月日
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四 十五 九から埼玉 入間郡毛呂山町大字川角九十五まで	指 定 道 路 の 位 置
四百六十メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
十八・〇メートル 十九・五メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月十七日

指令川建セ第二四〇一七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月五日

川建セ第二五〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二百八十二番地

赤沼商事有限公司 代表取締役 赤沼 朝洋

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月二十六日

指令越建セ第二四〇〇八〇三号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二日

越建セ第二〇五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目一五六八番二、一五六九番、一五七一番一、

一五七二番三、一五七二番四、一五七七番四、一五七七番五（第二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム 株式会社 代表取締役 荒島敏彦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月二十二日

指令越建セ第二四〇〇四四一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月六日

越建セ第二一二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎二百番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲五千十三番地五十七 株式会社向山工場菖蒲社宅三〇

五号

樋上 健司

告 示

埼玉県病院事業告示第六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
X線CT装置 (Dual Energy system) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 25 年 6 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町 3 番 2 7 号 (剛堂会館内)
- 5 契約金額
190,995,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

告 示

埼玉県病院事業告示第六十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
高圧蒸気滅菌器 3組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
42,840,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 18 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
病理解剖台関連システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 6 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ムトウ
北海道札幌市北区北十一条西四丁目 1 番 15 号
- 5 落札金額
27,825,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 5 月 10 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

医療情報システム機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及びその他配布資料による。

(3) 納入期限

平成26年1月31日

(4) 履行場所

埼玉県立がんセンター新病院 北足立郡伊奈町大字小室780番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」についてA等級に格付けされた者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎・権田（ごんだ）
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

埼玉県立がんセンター

〒362-0806 埼玉県伊奈町小室818

埼玉県立がんセンター 医事・経営担当 黒沼

電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月20日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日(木)午後5時まで
(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年9月20日(金)午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成

14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年9月3日(火)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日(火)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Medical information system apparatus 1 set

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 20, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 19, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第七十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

X線撮影システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及びその他配布資料による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 履行場所

埼玉県立小児医療センター さいたま市岩槻区馬込2100番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「商品の販売」についてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けているものであること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

埼玉県病院局経営管理課

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

医事・共同購入担当 山崎・権田（ごんだ）

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

埼玉県立小児医療センター

〒360-0197 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

用度担当 神山

電話048-758-1811（代表） ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月20日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年9月19日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年9月20日（金）午前10時40分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年9月3日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年8月20日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

X-ray imaging system 1 set

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., September 20, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 19, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第七十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
S P E C T - C T装置一式及び保守点検業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 6 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店
群馬県太田市清原町 4 番地の 6
- 5 落札金額
99,393,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 5 月 10 日

告 示

埼玉県立がんセンター病院長告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年八月九日

埼玉県立がんセンター病院長 田 中 洋 一

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンター基準寝具類賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成25年12月24日（火）から平成26年12月31日（水）まで。ただし、平成26年度において歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立がんセンター

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地

(5) 入札方法

「埼玉県電子入札システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1816号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA級に格付けされ、「寝具類」に申請登録している者であること。

- (5) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に病床数 200 床以上の病院において、寝具類賃貸借業務を 1 年間以上誠実に履行した実績があること。
- (6) 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 14 に定める基準に適合する者であること。
- (7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 5 年 2 月 15 日健政第 98 号厚生省健康政策局長通知)第 3 の 8 (2) 及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知)別添 1 に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札書の提出場所等

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

システムにて確認申請すること。ただし、システムを利用できない者は、次の場所において紙媒体で交付を受け(事前に電話により連絡すること。)、同場所に郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 小澤

電話 048-722-1111 FAX 048-722-1129

電子メール n221111@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出受付期間

ア システムにて提出する場合

平成 25 年 8 月 9 日(金)午前 10 時から

平成 25 年 8 月 27 日(火)午後 3 時まで(必着)

イ 郵送にて提出する場合

平成 25 年 8 月 9 日(金)午前 10 時から

平成 25 年 8 月 27 日(火)午後 3 時まで(必着)

(この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書は無効とする。)

(3) 資格審査書類

資格審査に係る次の書類を(1)の場所へ郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 入札参加資格を満たしている旨の誓約書

イ 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し(申請者本人のもので本籍、続柄の記入は要しない。)

ウ 3(5)に規定する業務実績を有することを証する書類(契約書及び完了検査結果通知書の写し等)

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、郵送により提出した場合はファクシミリにより、平成25年8月30日（金）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成25年9月6日（金）午後3時（必着）までに4(1)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

5 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期

(1) 入手方法

システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者は、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。

（事前に電話により連絡をすること。）

ア 埼玉県ホームページを開く

イ 「申請・手続・入札・調達」メニューから「電子入札総合案内」を選択する。

ウ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）の「2：システム入口」メニューから「ここをクリックしてください！」を選択する。

エ 「入札情報公開システム」を選択する。

オ 調達機関は「埼玉県」を選択する。

カ 部局名は「病院局」を選択する。

キ 課所名は「がんセンター」を選択する。

ク 「物品等」を選択する。

ケ 「1 発注情報の検索」を選択する。

コ 検索ボタンをクリックする。

サ 本入札のいずれか案件を選択する。

(2) 入手期間

平成25年8月 9日（金）午前10時から

平成25年8月27日（火）午後 3時まで

6 入札説明会

開催しない。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、管財担当あてであることを明記すること。

(1) 受付期間

平成25年8月30日（金）午前10時から

平成25年9月 5日（木）午後 3時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年9月9日（月）午後3時以降に情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する。また、システムを利用しない入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

8 入札書の受付期間及び開札に関する事項

(1) 入札書受付

システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合は4(1)の場所に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札書受付期間

ア システムにて提出する場合

平成25年9月9日（月）午前9時から
平成22年9月18日（水）午後3時まで（必着）

イ 郵送にて提出する場合

平成25年9月9日（月）午前9時から
平成22年9月18日（水）午後3時まで（必着）

（この提出受付期間を過ぎて提出した入札書は無効とする。）

(3) 開札の日時

平成25年9月19日（木）午前10時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

9 入札保証金

埼玉県病院事業財務規程第134条第1項により、見積金額の100分の5以上。

ただし、埼玉県病院事業財務規程第134条第2項のいずれかに該当するものは免除する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 開札はシステムにより行うため、立会は不要とする。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札に参加する者の数が1人であっても入札を執行する。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再

度入札に付する。再度入札は3回とする。

8(2)イにより郵送で入札に参加した場合において、入札書が1通のみの場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

11 入札を無効とし、又は入札参加資格を失うこととなる事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) この公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 財務規程第139条の規定に該当する入札書

(3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書

(5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものと異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書

(6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者の提出した入札書

(7) 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 入札者の押印のない入札書

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書

ウ 押印された印影が明らかでない入札書

エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

オ 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

12 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

15 Summary

(1) Nature of Services Required:

Linen supply rental service for hospital bedding for Saitama Cancer Center.

(2) Deadline for Submission:

By the electronic tender system: by 3:00 p.m., August 27, 2013

By registered mail: by 3:00 p.m., August 27, 2013

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama
Cancer Center

Komuro 818, Ina-machi, Saitama-ken 362-0806

Tel: 048-722-1111

Fax: 048-758-1129

E-mail: n221111@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公安委員会告示第159号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成25年8月9日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成25年9月10日(火)及び9月11日(水)

イ 技能審査

平成25年9月14日(土)、9月24日(火)、9月25日(水)、9月26日(木)及び9月27日(金)

ウ 面接審査

平成25年10月2日(水)、10月3日(木)及び10月4日(金)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成25年8月9日(金)から8月23日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県公安委員会告示第164号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年8月9日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
東武こしがや自動車教習所	代表者の氏名	伊藤 正明	佐藤 国夫

告 示

埼玉県公安委員会告示第165号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年8月9日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

名称（施設の名称）	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
東武興業株式会社 （東武かすみ自動車教習所） （東武こしがや自動車教習所）	代表者の氏名	伊藤 正明	佐藤 国夫